

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 省令第4条の規定により高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、<u>広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部及び土木事務所に</u>高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2 登録簿の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、<u>次の各号に掲げる閲覧所ごとに、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>盛岡地方振興局土木部内の閲覧所 午前8時30分から午後5時30分まで</u></p> <p>(2) <u>広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部（盛岡地方振興局土木部を除く。）及び宮古地方振興局岩泉土木事務所内の閲覧所 午前8時30分から午後5時まで</u></p> <p>3 <u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）は、登録簿の整理その他必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に登録簿を一般の閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(終身賃貸事業の変更の認可)</p> <p>第10条 法第60条第1項の認可を受けようとする者は、終身賃貸事業認可変更申請書（様式第4号）を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(終身建物賃貸借の解約の申入れ)</p> <p>第11条 <u>法第62条</u>の承認を受けようとする者は、終身建物賃貸借解約承認申請書（様式第5号）を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 法第71条第3項の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者は、終身賃貸事業地位承継承認申請書（様式第7</p>	<p>(登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 省令第4条の規定により高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、<u>広域振興局土木部及び土木部土木センター</u>（<u>岩手土木センターを除く。</u>）に高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2 登録簿の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、<u>午前8時30分から午後5時まで</u>とする。</p> <p>3 広域振興局長（以下「局長」という。）は、登録簿の整理その他必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に登録簿を一般の閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(終身賃貸事業の変更の認可)</p> <p>第10条 法第60条第1項の認可を受けようとする者は、終身賃貸事業認可変更申請書（様式第4号）を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(終身建物賃貸借の解約の申入れ)</p> <p>第11条 <u>法第62条第1項</u>の承認を受けようとする者は、終身建物賃貸借解約承認申請書（様式第5号）を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 法第71条第3項の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者は、終身賃貸事業地位承継承認申請書（様式第7</p>

号)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由等)

第14条 この規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長を経由しなければならない。

2 この規則の規定により知事又は局長に提出する申請書又は届出書及びこれらに添付する書類は、各2部提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第3号(第5条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第4号(第10条関係)

[略]

岩手県知事 様

[略]

様式第5号(第11条関係)

[略]

岩手県知事 様

[略]

高齢者の居住の安定確保に関する法律第62条の規定により、終身建物賃貸借の解約の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

様式第6号(第12条関係)

[略]

岩手県知事 様

[略]

様式第7号(第12条関係)

[略]

岩手県知事 様

[略]

様式第8号(第13条関係)

号)を局長に提出しなければならない。

(書類の経由等)

第14条 この規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、所管する局長を経由しなければならない。

2 この規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書及びこれらに添付する書類は、各2部提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第3号(第5条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第4号(第10条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第5号(第11条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

高齢者の居住の安定確保に関する法律第62条第1項の規定により、終身建物賃貸借の解約の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

様式第6号(第12条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第7号(第12条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第8号(第13条関係)

[略]

岩手県知事 様

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。